

環境・農水常任委員会
平成25年(2013年)1月21日
琵琶湖環境部環境政策課

「滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例要綱案」に対して提出された
意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1. 県民政策コメントの実施結果

滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき平成24年11月15日から平成24年12月14日までの間、ご意見等の募集を行った結果、2人から7件のご意見が寄せられました。ご意見の概要およびご意見に対する県の考え方を以下に示します。

2. 提出された意見・情報の概要

| | |
|--------------|----|
| 条例の改正に賛成する意見 | 1件 |
| 配慮書手続に関する意見 | 6件 |

3. 県民政策コメントで提出された意見・情報とそれに対する考え方

別紙のとおり

県民政策コメントで出された意見・情報とそれに対する考え方

| | 意 見 | 回 答 |
|---|--|---|
| 1 | 改正案に賛成する。 | 今後とも、環境影響評価制度の一層の推進に努めます。 |
| 2 | 条例で対象とする事業全てに画一的に配慮書手続を求めることに反対する。 | 現在実施している環境影響評価は、既に事業の枠組みが決定されているため、事業者が環境保全措置の実施や複数案の検討等について柔軟な措置をとることが困難であるといった課題があります。 配慮書手続は、このような課題に対応するため、事業計画の早い段階で、複数案を検討することにより、より一層環境に配慮した事業計画の策定ができるようする制度です。 |
| 3 | 配慮書手続の導入にあたっては、例外規定を設ける、もしくは公共事業において土地収用を行う場合に限るべきではないか。 | このような課題は公共事業、民間事業を問わず、条例対象のすべてに共通するものであることから、対象事業には、例外を設けるのではなく、現在の条例で定める対象事業とします。 |
| 4 | 既存施設の建て替えの場合にも計画段階配慮書手続制度を適用することは事業者に無駄な作業を強いることになるのではないか。 | 配慮書段階での検討は、まず、位置や規模、次に配置や構造についての複数案の検討を求める予定しています。建て替えの場合は、この手続きによって、早い段階で配置や構造に関して環境に配慮した事業計画の策定ができるものと考えております。 |
| 5 | 配慮書提出段階で配置計画まで出させると、逆に事業計画を硬直させるおそれがあるのではないか。 | 環境影響評価の制度は、配慮書、方法書、準備書、評価書と手続きを進めることにより、より環境に配慮した事業が実施できるように適宜見直しを行う制度であるため、配慮書提出段階で配置計画が示された後においても、環境に配慮した見直しを行っていただけるものと考えております。 |
| 6 | 計画段階配慮書の送付から知事意見まで短期間で処理すべきである。また、知事意見がない場合はその旨早い段階で知らせるべきである。 | 知事は、配慮書についての意見を述べるときは、事業者が求めた一般の意見に配意するとともに関係市町長の意見を勘案することとしており、これらの手続きに必要な期間を規則において設定することを予定していますが、事務の処理は可能な限り速やかに行うよう努めてまいります。 また、ご指摘のとおり、知事意見がない場合は、その旨を事業者に通知することを規定します。 |
| 7 | 配慮書手續が加わったことにより、アセス手続きに要する期間が長くなつた。全体的に手続きの効率化を配慮すべきである。 | 配慮書の段階は、事業計画の比較的早い段階であることから、配慮書段階での調査はできるだけ既存資料により行うこととするなどの効率化に努めてまいります。 また、手続きに要する事務の処理についても、6でお示ししたとおり、速やかな事務の処理に努めてまいります。 |

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）が一部改正され、新たに計画段階配慮書の手続が創設されたこと等に伴い、条例についても、法の改正の趣旨を踏まえ、必要な改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

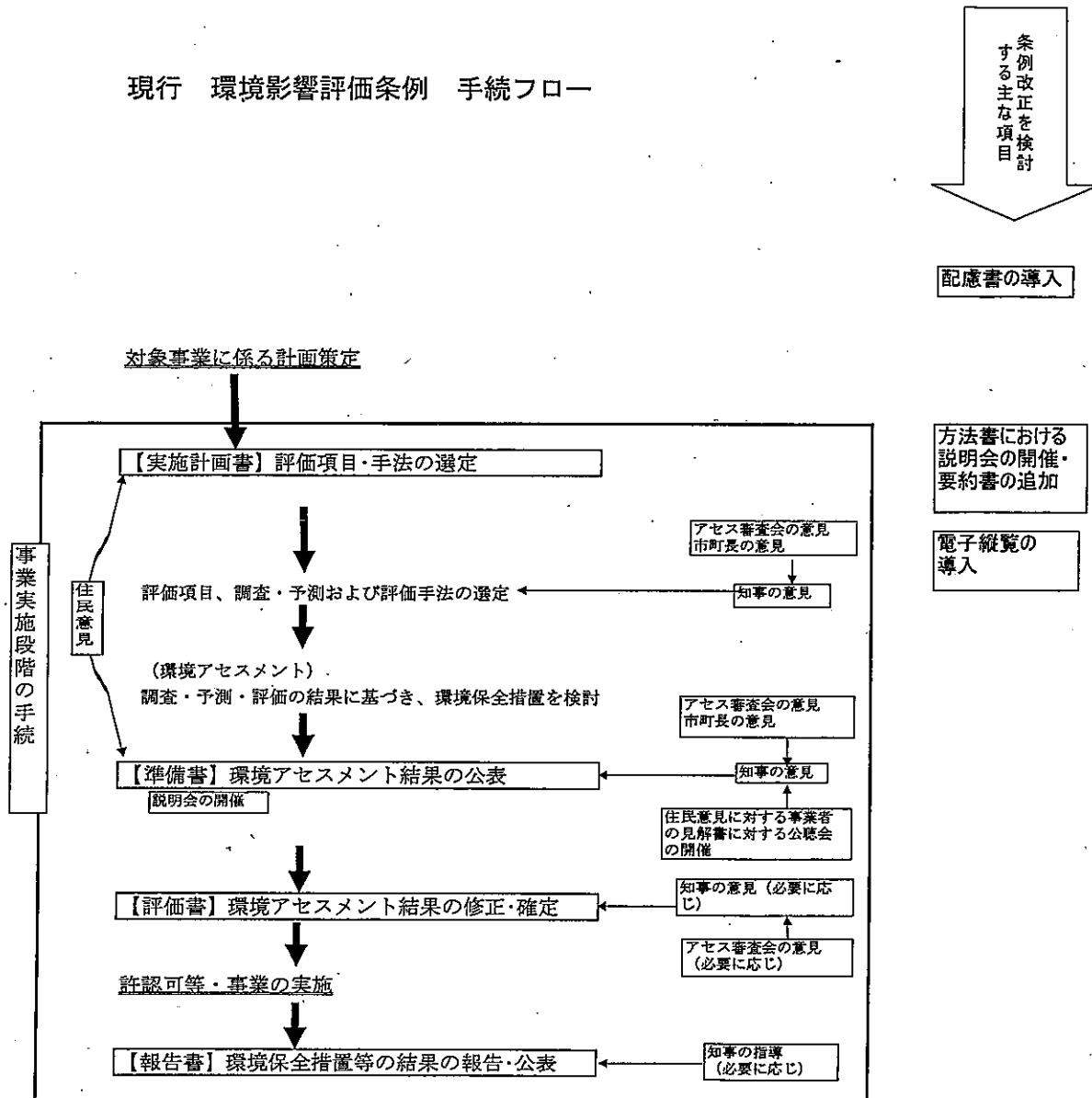
- (1) 事業者は、知事および関係市町長に方法書を送付するときは、これを要約した書類も併せて送付しなければならないこととします。（第1条中第6条関係）
- (2) 事業者は、方法書、環境影響評価準備書および環境影響評価書の公表に当たっては、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととします。（第1条中第7条、第14条および第22条関係）
- (3) 事業者は、方法書の縦覧期間内に、方法書の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならないこととします。（第1条中第7条の2関係）
- (4) 事業者は、環境影響評価の項目等の選定に当たり、知事に対して技術的な助言を書面により交付を受けたい旨の申出をすることとします。（第1条中第10条関係）
- (5) 評価書の公告を行った事業者は、事業の種類ごとに技術指針で定めるところにより、環境の保全のための措置等に係る報告書（以下「報告書」という。）を作成しなければならないこととします。（第1条中第32条関係）
- (6) 評価書の公告を行った事業者は、報告書を作成したときは、知事および関係市町長にこれを送付するとともに、インターネットその他の方法により公表しなければならないこととします。（第1条中第32条の2関係）
- (7) 知事は、報告書の送付を受けたときは、必要に応じ、(6)の送付を行った事業者に対し、報告書について環境の保全のために必要な措置を講ずるよう求めることができることとします。（第1条中第32条の2関係）
- (8) 配慮対象事業を実施しようとする者（以下「配慮対象事業者」という。）は、当該配慮対象事業に係る計画の立案の段階において、当該配慮対象事業が実施されるべき区域等を決定するに当たっては、当該配慮事業の種類ごとに規則で定めるところにより、1または2以上の当該配慮対象事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）における当該配慮対象事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならないこととします。（第2条中第5条の2関係）
- (9) 配慮対象事業者は、計画段階配慮事項の検討を行った結果について、計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成し、知事および事業実施想定区域の市町長に送

付するとともに、当該配慮書およびこれについて一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努め、意見が提出されたときはその意見およびその意見についての当該配慮対象事業者の見解を記載した書類を、意見が提出されなかつたときはその旨を記載した書類を送付しなければならないこととします。(第2条中第5条の3～第5条の5関係)

- (10) 知事は、配慮書の送付を受けたときは、必要に応じ、規則で定める期間内に、配慮対象事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができることとし、その手続について定めることとします。(第2条中第5条の6関係)
- (11) 配慮対象事業について廃止等をしたときは、知事および関係市町長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならないこととします。(第2条中第5条の7関係)
- (12) 事業者は、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成するに当たり、配慮書を作成しているときはその内容を踏まえるとともに、(10)の知事の意見があるときはこれを勘案して配慮対象事業が実施されるべき区域等を決定し、これらの事項を方法書に記載しなければならないこととします。(第2条中第6条関係)
- (13) 配慮対象事業が都市計画に定められる場合または配慮対象事業に係る施設が都市施設として都市計画に定められる場合には、都市計画決定権者で当該都市計画の決定または変更を行うものが配慮書に係る手続を当該都市計画の決定または変更の手続と併せて行うこととします。(第2条中第35条の2関係)
- (14) その他
 - ア この条例は、平成25年4月1日から施行することとします。ただし、(8)から(13)まで、イおよびウの一部は、平成26年4月1日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に必要な経過措置を設けることとします。
 - ウ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県環境影響評価条例による手続き 現行と改正案の比較

現行 環境影響評価条例 手続フロー



(改正案) 環境影響評価条例・手続フロー

